

当社取り扱い商品についてクリーンウッド法の対応状況について

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（「クリーンウッド法」という。）に基づき、当社が取り扱う対象物品において合法性木材の確認を実施した結果についてご報告します。

輸入の木材等を取り扱う場合、輸入事業者（当社）は第 1 種事業者に該当し、以下の義務を履行しなければなりません。

■ 原材料情報の収集、合法性の確認

対象物品の全ての原材料情報（樹種、伐採地域、国や団体認定による木材に対する証明書や認定書、森林認証制度を受けている事業者など）を収集し、木材の合法性を確認する。

■ 記録の作成・保存

原材料の樹種、伐採された地域（国名）、合法性確認木材であるか否か確認した証明書及びその根拠を書面又は電子にて、その根拠を書面又は電子にて記録し作成から 5 年間保存する。

■ 木材関連事業者に対する情報伝達

原材料情報を収集し（樹種、伐採地域、証明書等）、合法性木材として確認ができた場合またはできなかった場合の情報を電子メール、FAX、またはその情報をクラウド上にアップロードし当該 URL を伝達するなどして結果を報告する。

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日以降に入荷した製品について合法性確認の結果

（※令和 7 年 3 月 31 日までに入荷した製品はクリーンウッド法における「情報伝達等の義務」の対象外です。）

クリーンウッド法における対象物品	製品 1	製品 2	製品名	樹種名	原材料情報の記録	合法性確認木材であるか否か(※)
木材等	戸	木製ドア	スウェーデンドア	チーク	原材料情報を収集済み	合法性確認木材
				オーク	原材料情報を収集済み	合法性確認木材
				パイン	原材料情報を収集済み	合法性確認木材
				アルダー	原材料情報を収集済み	合法性確認木材
				メランティ	原材料情報を収集済み	合法性確認木材
	テラスドア 両開きテラスドア スライディングドア	スウェーデンウインドウ	パイン	原材料情報を収集済み	合法性確認木材	
※原材料情報及び取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であることを踏まえ判断						